

奈良県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 奈良生駒線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
1	奈良市三条大路一 丁目六六〇番一 地 先から 奈良市三条大路一 丁目六七九番一 地 先まで	前	一二・〇 ） 四五・五	二四八・四	
	奈良市三条大路一 丁目六九六番一 地 先から 奈良市三条大路一 丁目六七九番一 地 先まで	A	四・五 ） 五七・五	一六五・二	立体的区域 として決定
	奈良市三条大路一 丁目六六〇番一 地	B	一二・〇		

先から 奈良市三条大路一 丁目六七九番一 地 先まで		先から 奈良市三条大路一 丁目六七九番一 地 先まで	
後			
B		A	
五九・五 ） 四・五		四五・五 ）	
一六五・二		二四八・四	
立体的区域 として決定			

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和二年四月一日